平成２７年（フ）第１１号
千葉市花見川区幕張本郷３丁目22番５号　幕張荘104号
債務者　佐藤　隆志
1　決定年月日時　平成27年２月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月28日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第３０号
静岡県伊東市吉田565番地の４　ホワイトシップ21・107号、前住所静岡県熱海市網代627番地の76　南熱海マンションＡ棟101
債務者　菅原　昌子
1　決定年月日時　平成27年３月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月28日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２７年（フ）第１２号
京都市伏見区向島二ノ丸町151番地58　向島市営住宅１－５棟802号
債務者　亀井千津子
1　決定年月日時　平成27年３月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月28日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第６０号
京都市上京区今出川通智恵光院西入西北小路町238番地　レヴィア今出川805号
債務者　大野　藍梨
1　決定年月日時　平成27年３月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月28日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第７８号
京都市北区大北山原谷乾町49番地３　サンハイツ大新306号
債務者　能勢　正直
1　決定年月日時　平成27年３月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月28日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第８７号
京都市伏見区桃山町遠山４番地
債務者　箱川　絢士
1　決定年月日時　平成27年３月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月28日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第９２号
京都府京田辺市三山木南山23番地１　水山ハイツＢ棟106
債務者　片岡　利明
1　決定年月日時　平成27年３月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月28日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第９８号
京都市山科区御陵岡町50－１　アピア御陵210、住民票上の住所大津市本丸町６番９－209号
債務者　林　美寿々
1　決定年月日時　平成27年３月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月28日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第９９号
京都府木津川市木津清水27番地40
債務者　山岡　一男
1　決定年月日時　平成27年３月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月28日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第１２３号
京都市左京区田中上柳町10番地１　コーポ町柳201
債務者　反町　由紀
1　決定年月日時　平成27年３月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月28日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第１３０号
三重県名張市平尾3129番地１
債務者　三宅　智子（旧姓中内）
1　決定年月日時　平成27年３月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月28日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第１３２号
京都市山科区勧修寺東栗栖野町18番地９
債務者　波留　麗子
1　決定年月日時　平成27年３月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月28日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第１３５号
京都市左京区松ヶ崎御所ノ内町４番地17　フォスマット松ヶ崎306
債務者　香水　　治
1　決定年月日時　平成27年３月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月28日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第１４２号
京都府八幡市八幡長町37―10、住民票上の住所京都府久世郡久御山町島田堤外２番地８
債務者　堀越美由紀（旧姓矢次）
1　決定年月日時　平成27年３月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月28日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第１４７号
京都市中京区御池通堀川東入下る鍛冶町177番地
債務者　市瀬　俊治
1　決定年月日時　平成27年３月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月28日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第１４８号
京都府宇治市宇治蔭山30番地の１　パデシオン宇治小倉612号
債務者　江田　喜久
1　決定年月日時　平成27年３月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月28日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係